

## 中国知財関連セミナー ご案内

— 中国初の GUI 意匠権侵害事件 一審判決 —

北京銀龍知識産権代理有限公司 (Dragon IP)

拝啓 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。毎々格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2014年3月17日、専利審査指南改正の第68号局令が公布され、該改正により、グラフィカル・ユーザー・インターフェース（以下、GUI といいます）が中国専利法で保護されることになり、ちょうど一年前に、「— 中国 GUI 意匠保護の最前線 —」という中国知財関連セミナーを開催させていただきました。

今話題のIoT時代の幕開けとともに、GUI 意匠の重要性が益々高まっていますが、昨年末の2017年12月25日、北京知識産権法院において、中国初のGUI 意匠権侵害事件について一審判決（(2016)京73民初276号）が下されました。

これまで、中国におけるGUI 意匠制度では、GUI 意匠の権利範囲の判断の際に「インターフェースのキャリア」をどのように考慮するか？その保護範囲はGUI 意匠に係るソフトウェア GUI にまで及ぶか否か？という核心的な問題が存在していました。

上記判決では、その核心的な問題および侵権責任法における侵害幫助が専利権侵害においてどのようにして認定されるかという問題について、北京知識産権法院による回答が示されており、中国知財分野において非常に大きな注目を集めています。

このような状況のなか、中国 GUI 意匠制度の概要、上記一審判決の内容、当該判決を踏まえた中国 GUI 意匠出願の戦略について紹介させていただきます。

今回のセミナーは、テレビ会議を通じたものですが、受講生の方の定員が8名と少人数であるため、質疑応答の時間を多く取ることができ、大規模セミナーと比べて受講生の方々のセミナーテーマに対するご理解をより深めていただくことができると考えております。

つきましては、この機会に多数ご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬具



講師：Dragon IP 商標・意匠 部長  
中国弁理士／商標代理人  
許凱

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

## 記

### 〔日時〕

2018年2月9日（金） 15:30-17:00

### 〔会場〕

Dragon IP 東京ブランチ 会議室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル7F

Access : <http://www.dragonip.co.jp/sub01.html#dai2>

### 〔セミナー形式〕

Dragon IP 北京本部と東京ブランチのTV会議システム（Polycom）を用いた形式  
（講師は、北京本部から講義を行います（この方式は中国語読解ゼミでも採用済みです））

### 〔セミナー内容〕

1. 中国 GUI 意匠制度の概要
2. 中国初の GUI 意匠権侵害事件の一審判決
3. 当該判決を踏まえた中国 GUI 意匠出願の戦略

### 〔担当講師〕

**Dragon IP 商標・意匠部 部長 中国弁理士／商標代理人 許凱**

2002年7月 北京工業大学 建築学部 卒業

2006年2月 東京大学 工学研究科 建築専攻 修了

2006年4月～ 北京銀龍知識産権代理有限公司（Dragon IP）

現在、商標・意匠部の部長として、部門の管理、顧客対応などの業務に従事

#### —講師の経験—

◇ACPPA（中華全国代理人協会） 意匠研修講師（毎年）

◇大阪工業大学 意匠・商標国際セミナー 講師（2016.11.8）

「WIPOマドリッド制度と中国における意匠・商標制度の基礎と活用」

### 〔プログラム(予定)〕

15:15～15:30 受付

15:30～16:30 中国初の GUI 意匠権侵害事件について一審判決

16:30～17:00 質疑応答

### 〔参加費〕

無料

**〔定 員〕**

8名 応募者多数の場合、開催日を別途設ける可能性があります。

**〔申込方法〕**

別紙の申込用紙に必要事項をご記入の上、メールまたはファクシミリにて、お申込みください。

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

銀龍専利東京事務所 担当 李平

TEL : 03-5510-7878

FAX : 03-5510-7879

E-MAIL : [liping@dragonip.com](mailto:liping@dragonip.com)